

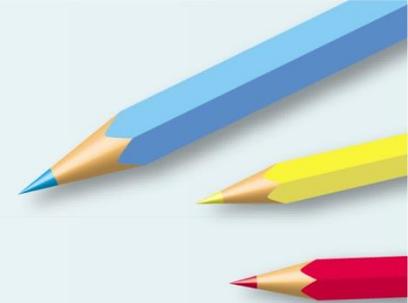
# 相続の基礎知識



相続東京町田相談室

行政書士 北尾芳信





## ➤ 相続とは何か

⇒ 自然人(被相続人)の財産法上の地位を、その者の死後、法的または本人の最終意志(遺言)によって相続人に承継させること。

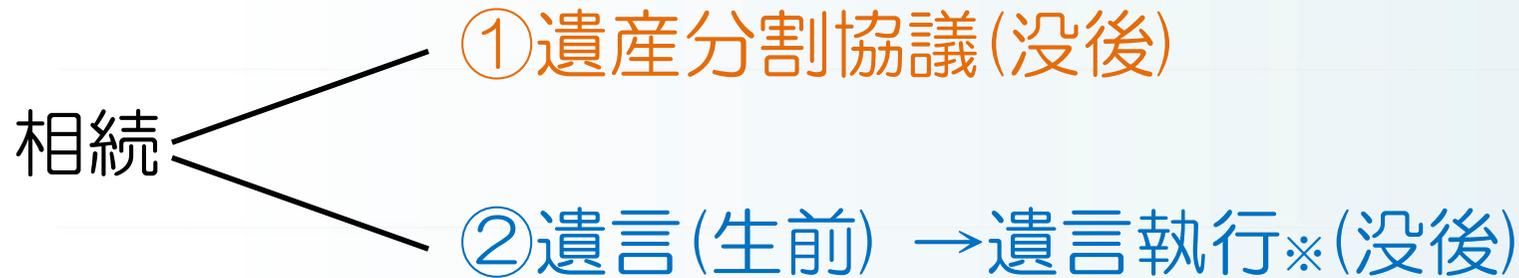
もう少し簡単に言いますと、

⇒ 亡くなった人が、生前所有していた財産(負債も含む)を、その妻又は夫や子供、あるいは孫が受け継ぐことをいいます。

⇒ 相続は必ず誰にでも起こります。



## ➤ 相続の手続きは2通り



### ① 遺産分割協議

- 紛争性があり、「相続」が「争続」になることもある。
- 相続人全員の合意が必要で長期化することもある。

### ② 遺言

- 第3の保険と呼ばれ、紛争性が少ない。
- 速やかな処理 (遺言執行※) が可能である。

※遺言執行：遺言の内容の実現のために必要な事務を行うこと。

## ➤ 相続が発生したら

### ①遺言書が有る場合

⇒遺言執行者が遺言内容を執行します。

⇒遺言執行者の指定が無い場合、相続人が家庭裁判所に遺言執行者選任の申立を行い、選任された遺言執行者が遺言内容を執行します。

### ②遺言書が無い場合

⇒下記3つのいずれかを選択し、全ての相続人で遺産分割協議をする必要があります。

- **単純承認**：プラス財産もマイナス財産も相続すること。 ※1
- **限定承認**：相続財産を責任の限度として相続すること。 ※2
- **相続放棄**：プラス財産もマイナス財産も相続しないこと。 ※3

※1：相続開始を知った日から3か月以内に限定承認や相続放棄を行わないと単純承認となる。

※2：相続開始を知った日から3か月以内に相続人全員で行う必要がある。

※3：相続開始を知った日から3か月以内に行う必要がある。

## ➤ 誤った知識をお持ちでないですか？

### ① うちには子供がいないから夫の財産は全て妻の私が引き継ぐ

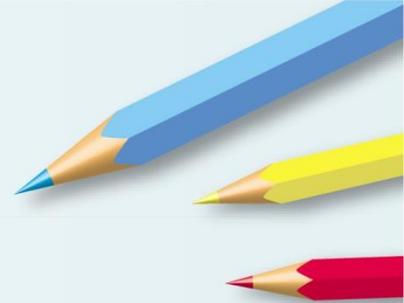
⇒遺言書が無い場合、法定相続分による遺産分割が原則ですから、夫に両親や兄弟姉妹がいれば彼らも相続人となり、遺産分割協議が必要です。

### ② うちにはたいした財産がないから大丈夫

⇒土地、家、預貯金はありませんか。狭い土地でも、築40年の家でも、少額の預貯金でも相続財産にかわりありません。また、借金などマイナス財産があれば放置することは出来ません。

### ③ うちの子供たちはみんな仲が良いから問題ない

⇒子供たちにも家庭があり、それぞれの立場や生活環境なども異なります。相続となれば、それぞれが権利を主張する利害関係人になります。



## ➤ 実際に問題となる相続事例その1

### ① うちには子供がいないから夫の財産は全て妻の私が引き継ぐ

【家族構成】女性(50代)[子供無し、別居の義父母(80代)]

女性の夫(50代)が病気で急逝。夫の相続財産は評価2000万円程度で、その内訳は女性も住む不動産、株式及び預貯金。夫には遺言書がなく、法定相続分では配偶者である女性が3分の2、義父母が合わせて3分の1であるが、女性としては今後の生活もあり、また祭祀承継者として姻族関係を継続するため、法定相続分より多く相続できると考えていた。また、夫の生前中は義父母との関係も悪くなかった。

ところが、夫の四十九日法要後に、女性が義父に遺産分割協議の話をしたところ義父の態度が豹変し、「息子の財産は全て親である私たちがもらい、お前には1円も渡さない。」と詰め寄り、協議ができる状態ではなくなる。その後家庭裁判所での調停となり、女性と義父母は調停案での遺産分割に合意し解決したが、高額な弁護士報酬を双方が支払うことになった。

## ➤ 実際に問題となる相続事例その2

### ③ うちの子供たちはみんな仲が良いから問題ない

【家族構成】 男性(30代)

男性の父が他界。母は先に他界していたため、法定相続人は子供である男性のみとされていた。しかし、専門職に遺産分割協議書作成などを依頼し、相続人調査をしたところ、男性には異母兄が存在することが判明した。男性の父には40年前に離婚歴があり、男性は離婚歴のことは知らされていたが、異母兄の存在までは知らされていなかった。

父には遺言書が無く、異母兄との遺産分割協議の結果、男性が5分4、異母兄が5分の1を相続することで合意したが、もし異母兄が法定相続分の2分の1を主張した場合は、協議がまとまらず、相続争いに発展した可能性があった。

# ➤ 相続人と法定相続分(民法900条～901条)

	相続人	相続分
◆第1順位の相続人	配偶者(妻・夫)	全遺産の $\frac{1}{2}$
	被相続人の子	全遺産の $\frac{1}{2}$
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者がすでに死亡 → 全遺産を子が相続</li> <li>・子がすでに死亡し孫がいる → 孫が代襲相続</li> </ul>	
◆第2順位の相続人	配偶者(妻・夫)	全遺産の $\frac{2}{3}$
	被相続人の直系尊属(父母など)	全遺産の $\frac{1}{3}$
第1順位の子がいない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者がすでに死亡 → 全遺産を直系尊属が相続</li> </ul>	
◆第3順位の相続人	配偶者(妻・夫)	全遺産の $\frac{3}{4}$
	被相続人の兄弟姉妹	全遺産の $\frac{1}{4}$
第1順位の子、第2順位の直系尊属がともにいない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者がすでに死亡 → 全遺産を兄弟姉妹が相続</li> <li>・兄弟姉妹がすでに死亡 → その子(甥・姪)が代襲相続</li> </ul>	

※配偶者は常に相続人となる。

※第1順位の相続人がいる場合、第2順位以下の直系尊属兄弟姉妹は相続人となれない。

# この資料のまとめ



- 相続は必ず誰にでも起こります。相続が発生したら決して放置せず、何らかの手続きが必要です。特にマイナス財産(負債)がある場合は、限定承認や相続放棄等の手続きをとる必要があります。
- 「相続」が、「争続」にならないためにも、遺言の作成をおすすめします。遺言書を作成することは、受け継ぐ相続人間の争いを未然に防ぐ第3の保険と言っても過言ではありません。また、遺言書の作成は、滅失・改ざんの恐れがなく、公文書として公証役場に保管される公正証書遺言をおすすめします。